

取締役の報酬等の決定方針

1. 基本方針

取締役の報酬等は、当社グループの業績の向上および企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給する。

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と変動報酬（短期インセンティブ（賞与）および中長期インセンティブ（株式報酬））で構成する。

社外取締役および監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

2. 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法の決定方針

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の固定報酬は、各取締役の役位（期待される役割および責任）に応じて、他社水準等を考慮し、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

また、固定報酬を基本として、「代表権手当」「取締役会議長手当」等の加算を行うことができる。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬は、期待される役割および責任に応じて、他社水準等を考慮し、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

監査等委員である取締役の固定報酬は、その報酬総額については株主総会で決定された限度額の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定する。また、報酬総額の各監査等委員である取締役への配分は、それぞれその職務に応じて算定し、監査等委員である取締役の協議において決定する。

3. 業績連動報酬等に係る業績連動指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬（賞与）の総額は、株主総会において決定された取締役の限度額から、支給済の基本報酬を差し引いた金額の範囲内かつ、親会社株主に帰属する当期純利益の3%以下とし、短期の業績評価として重視している、連結受注高、連結営業利益、連結営業利益率、親会社株主に帰属する当期純利益の4種類の指標の目標達成度に応じて、変動することとし、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会において決定する。

各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）への賞与の配分については、個人別に業績への貢献度、施策の達成度等を評価し、評価に基づいた配分率を用いて、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえ、取締役会において決定する。

4. 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプションを含む）の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定方針

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。）の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的に、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を株主総会での承認を得たうえで導入する。

本制度の内容については、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。）の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様と株価変動の利害共有を図ることを目的としていることから、業績連動部分と固定部分で構成する。

業績連動の内容としては、制度導入の目的を鑑み、中期経営計画で重視する経営指標と連動するものとし、目標の達成度に応じて0～200%の範囲で変動させるものとする。また、対象期間についても中期経営計画と連動した期間を設定するものとする。

交付等がなされる株式の数および換価処分金相当額については、他社水準等を考慮したうえで、目標が達成された場合、全役位ともに総報酬額に占める変動報酬（賞与および株式報酬）の割合が50%以上となるよう設定する。

5. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

固定報酬額と変動報酬（賞与および株式報酬）の構成割合については、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬は、当社グループの業績の向上および企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位ともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額に占める変動報酬（賞与および株式報酬）の割合が50%以上となることを基本とする。

なお、妥当性を担保するため、役位ごとに、利益水準が当社と同程度の他社水準との比較検証を行うものとする。

6. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬については、年額を12等分し、毎月支払う。

賞与については、株主総会終了後、速やかに支払う。

株式報酬については、株式報酬制度で定められた条件ならびに時期に則って支払う。

以 上

制定 2021年2月26日
改訂 2021年4月28日